

神奈川地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

神奈川労働局一般公示第10号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、神奈川地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働団体は、下記「神奈川地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年8月14日

神奈川労働局長 宿里 明弘

記

神奈川地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

（2）推薦締切期日

令和8年8月27日

（3）推薦書の提出先

神奈川労働局労働基準部賃金室

（〒231-8434 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8階）